

第1項 安全なまちづくりの推進

予測できない災害から、かけがえのない命や財産を守るため、普段からの防火・防災意識の高揚と緊急時の対応知識の普及を図るとともに、緊急時に的確かつ迅速な対応ができるよう、防災体制の強化と消防・救急体制の整備を推進します。

また、地域ぐるみの交通安全対策や防犯対策を推進し、町民生活の安全の確保を図ります。

【施 策 の 体 系】

第1節 防 災

1. 防災体制の確立
2. 防災基盤の整備
3. 国民保護法への対応

第2節 消 防・救 急

1. 消防力の強化
2. 救急・救助体制の強化

第3節 防犯・交通安全

1. 防犯対策の推進
2. 交通安全対策の充実

第4節 消 費 生 活

1. 消費者保護の推進

第1節 防 災

【現況と課題】

- ・ 本町の防災体制については、2005年度（平成17年度）に改訂した『大磯町地域防災計画』に基づき、自治体相互間の応援協定や物資の供給協定など、様々な応援・協力体制の整備を図ってきました。

また、自主防災組織の育成や町民参加による防災訓練の実施など、町民の防災意識の高揚や災害時における実践的な行動訓練、応急対策資機材の整備などにも努めてきました。

各種災害発生時の迅速な対応により、町民の生命・財産を守ることは、まちの基本的な使命のひとつであるため、近年の度重なる大震災などの自然災害を教訓とし、2005年度（平成17年度）に『大磯町地域防災計画』を改訂し、火災、大地震、台風などの風水害など、予想される様々な災害に対応した防災対策や災害時における実践的な行動マニュアルなど、町民への防災意識の普及や啓発、防災体制の整備・拡充を図っていきます。

また、防災コミュニティの重要性も認識しており、関係機関、町民、行政のさらなるパートナーシップのもと、防災体制の一層の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 『大磯町地域防災計画』に基づいた総合防災体制の確立や災害情報システムの強化、防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織などの育成を促進し、まちぐるみの防災体制を強化します。

【施策の概要】

1. 防災体制の確立

（1）地域防災計画の推進

- ア. 『大磯町地域防災計画』に基づく、各種災害に応じた行動マニュアルを策定し、災害の種別ごとに即応できる体制整備を確立
- イ. 地震防災マップや災害危険マップを、町民などとともに作成することにより、地域における防災に対する意識高揚や地域防災力の向上を推進

（2）地域防災体制の強化

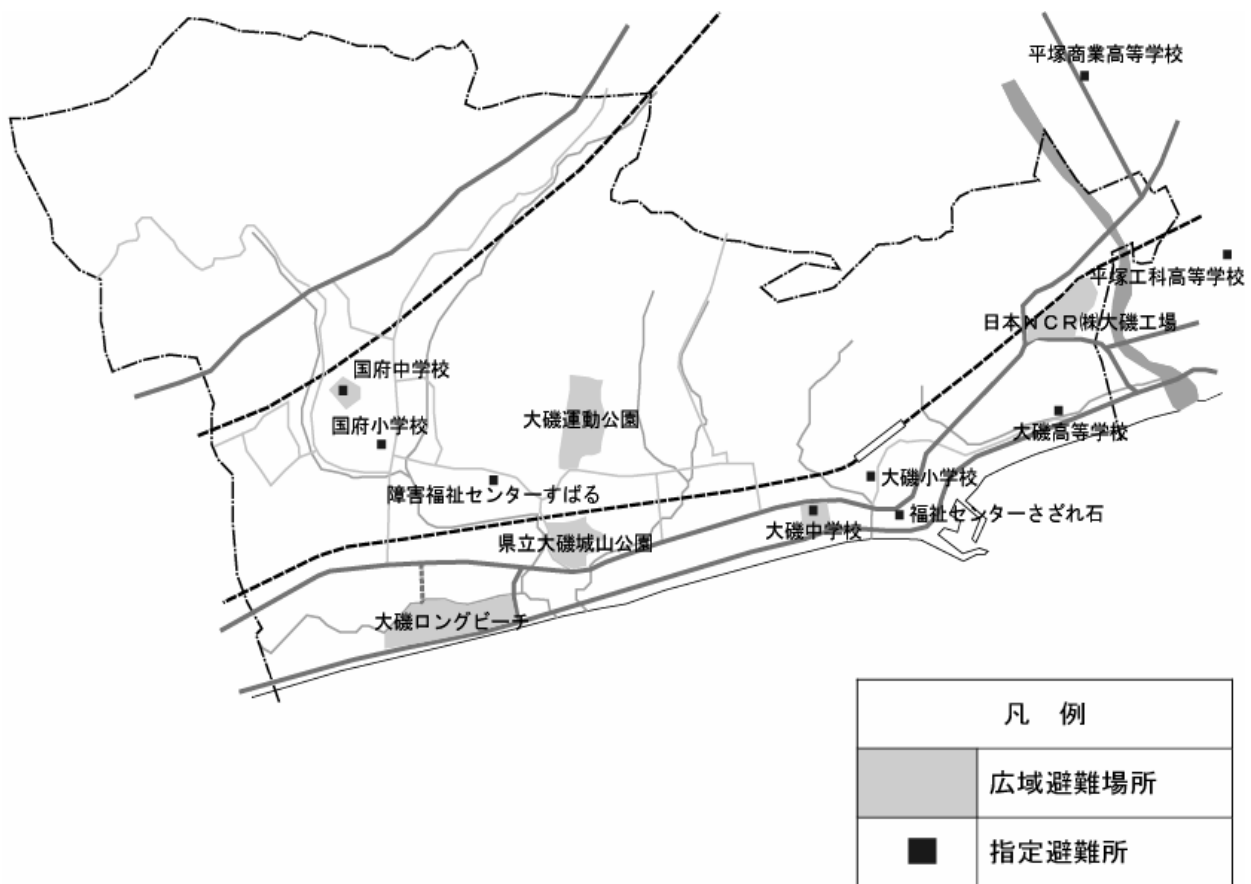
- ア. 円滑な初期消火や緊急時の避難・救援を行えるよう、地域などにおける自主的な防災組織づくりの支援や、地域指導者の育成・確保を推進
- イ. 高齢者や子ども、障害者などの要援護者については、地域や関係団体と連携しながら、日常の活動の中で状況把握に努め、災害時の迅速で円滑な救助や安否確認などの連絡体制整備を推進
- ウ. 災害時における救急看護などの体制整備を目的としたボランティア協力体制の構築など、災害ボランティア活動環境の整備や、災害ボランティア・コーディネーターの育成を推進

(3) 防災意識の高揚

- ア. 地域、町民総ぐるみで災害時に即応できる行動訓練として、各種災害を想定した実践的な総合防災訓練や、各地域・小中学校などにおける個別防災訓練を実施することにより、防災意識の啓発を推進
- イ. 防災講演会、出前講座、広報紙、ホームページなどにより、町民の防災意識の啓発を推進

(4) 被災者への支援

- ア. 災害時の医療体制を確保するとともに、食糧、水、生活必需品などの調達や供給体制を確立
- イ. 医師会や歯科医師会の協力により、医療機関などと防災協定を締結することにより、災害時における的確な医療体制の確立を推進
- ウ. 防災資機材の整備や備蓄品の確保など、自主防災組織や消防団などと連携した災害活動体制の整備を推進



2. 防災基盤の整備

(1) 防災情報基盤の強化

- ア. 防災行政無線のデジタル化や屋外拡声子局の増設などを推進し、難聴地域の解消に努め、町民へ迅速かつ正確な防災情報を提供
- イ. ホームページ、ケーブルテレビやコミュニティ放送局などを利用した災害時などにおける即時の情報提供や、安否情報を提供できるシステム整備を推進
- ウ. 高齢者や障害者など要援護者にも迅速な災害情報を伝えることができる、防災情報体制の整備を推進

(2) 災害に強い都市構造の構築

- ア. 災害時の市街地の延焼拡大防止を図るため、木造密集市街地などにおける建築物の不燃化や耐震化を促進するとともに、公園などの**オープンスペース**※1の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進
- イ. 道路に面するブロック塀や老朽化したアーケード看板などの危険性の周知啓発活動や、生け垣設置の奨励を進めていくとともに、狭あいな道路の改善や橋りょうの耐震化を進め、災害時の避難路確保を推進
- ウ. 公共施設の耐震化対策を推進
- エ. 災害時における危険箇所の把握や調査の推進

3. 国民保護法への対応

(1) 国民保護計画の策定

- ア. 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づく「神奈川県国民保護計画」の作成において連携・協力を図るとともに、『大磯町国民保護計画』を策定

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
自主防災組織数	16団体	26団体
指定避難所の耐震化整備率	37.5%	62.5%

【主な実施項目】

・自主防災組織の結成 ・公共施設の耐震化	・ボランティア協力体制の整備 ・個別防災訓練の実施
-------------------------	------------------------------

【用語説明】

- ※1 オープンスペース … ゆとりある快適な環境の形成や、火災時の延焼の遮断、災害時の避難場所などの役割を果たす空間、広場

第2節 消防・救急

【現況と課題】

- ・ 本町の火災発生状況は、過去5年で年平均16件発生しており、今後、この件数が減少するよう、家庭や事業所などにおける防火意識の更なる向上を図るための啓発活動を進めていく必要があります。

また、火災発生時においても、大規模な火災に発展しない初期消火体制や、消火設備・器材などの増強に努めていくことが必要となってきます。

地域の安全を守るために大きな役割を果たしている消防団についても、日昼時における団員不在などに対応できる組織体制の検討や、女性防火クラブの活動の充実など、町民参加による、まちぐるみでの消防体制の充実を図る必要があります。

- ・ 救急出動は、2000年（平成12年）の1,172件から2004年（平成16年）の1,413件と増加しており、複雑・多様化する救急需要に対し、高規格救急自動車の導入や救急救命士の配置など、救急体制の整備を図っています。

今後とも、迅速かつ的確な救急救助活動に対する体制整備や高度化する救命処置への早期対応、また、医療機関などとの連携による救急医療体制を確立していくことも重要となります。

【施策の方向】

- ・ 消防体制の充実ならびに消防資機材の整備など消防力の強化を図るとともに、町民や事業所などの参加により、まちぐるみで「火災を出さない」、「火災に強い」まちづくりをめざします。
- ・ 救急患者の受け入れ体制の整備など、初期救急医療体制や救急救助体制の充実と強化に努めるとともに、初期救急医療機関の情報提供など、救急医療体制に対する理解の普及を図ります。

【施策の概要】

1. 消防力の強化

（1）消防体制の充実

- ア. 複雑・多様化する火災に対応し、新しい機器、装備に対する専門知識や技術を持った職員の養成を推進
- イ. 昼間時における消防団員の確保など、消防団への加入を促進するとともに、消防団員の訓練や研修を充実し、消防団の活性化を推進
- ウ. 消防訓練の実施や火災予防に関する講習会の開催など、町民の防火意識の普及に努めるとともに、防火対象物や危険物を取り扱う施設などに対する指導の強化を推進
- エ. 女性防火クラブの育成や活動の充実を図り、地域における自主防災体制の強化を推進

（2）消防施設等の整備

- ア. 防火水槽および消火栓の適正配置や消防水利の確保を推進
- イ. 消防自動車および特殊車両の整備更新を推進

ウ、 消防署や国府分署、消防分団詰所などにおける消防活動用資機材などの整備を推進

2. 救急・救助体制の強化

(1) 救急・救助体制の充実

- ア、 高度化された救急・救助技術の習得や救急救命士の養成・確保など、救急・救助体制の強化
- イ、 救急車両の更新や資機材の整備を推進
- ウ、 普通救命講習会の開催により、**バイスタンダー**※₁に対する応急手当てや**心肺蘇生法（CPR）**※₂の知識・技術の普及・啓発を行い、救急体制を強化
- エ、 救急患者に対する医療体制を充実するためのドクターヘリ事業の支援に努めるとともに、ヘリコプターの発着場所の確保の推進

(2) 救急医療体制の確保

- ア、 医師会や歯科医師会、東海大学大磯病院の協力のもと、初期救急医療体制、休日歯科急患医療体制、大磯・平塚・二宮の1市2町での広域二次救急医療体制の確保を推進
- イ、 かかりつけ医（ホームドクター）や休日夜間など、初期救急医療機関や救急医療体制についての情報提供などによる普及啓発を促進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
消防団員数	175人	183人
普通救命講習会の受講者数	1,710人	2,500人

【主な実施項目】

・消防自動車の更新 ・救急自動車の更新	・女性防災クラブ活動への支援 ・バイスタンダーの養成
------------------------	-------------------------------

【用語説明】

※1 バイスタンダー… 事故や病気等の救急現場で、救急自動車の到着までの間、その場に居合わせた人のこと。

※2 心肺蘇生法 … CPRとはCardio-Pulmonary Resuscitationの略語で心肺蘇生法のことです。人間の脳組織（CPR）は4～6分で不可逆的（元には戻らないこと）な変化をきたすと言われており、心肺蘇生法は心臓と肺の機能を他動的に維持させることで脳の機能を維持、回復させることが目的であることから心肺脳蘇生法（Cardio-Pulmonary Cerebral Resuscitation）とも言われる。

第3節 防犯・交通安全

【現況と課題】

- ・ 全国的に犯罪が低年齢化・凶悪化、複雑・多様化しているとともに、発生件数も年々増加傾向にあります。本町においても、空き巣や車上狙い、振り込め詐欺などによる犯罪被害が近年増加しており、犯罪防止の啓発活動や地域住民主体の防犯パトロール活動など、犯罪被害の未然防止を目的とした様々な活動を行っております。

今後も、住民生活の安全確保や犯罪のない地域づくりをめざし、地域住民や警察、各機関等との、より一層の協力・連携を図ることによる防犯活動や、犯罪発生の未然防止や拡大防止につなげていくための防犯意識の高揚を図ることが重要となってきます。

- ・ 交通事故発生件数は、ここ数年減少傾向にありますが、生活における自動車へ依存する面は大きく、今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めていくことは大きな課題となっております。

事故防止には、自動車運転者はもとより、子どもから高齢者まで各自の交通安全意識を高めていく必要があります。また、地域の実情にあった安全指導や道路・歩道整備など、だれもが利用しやすい道路歩道整備を進めていく必要もあります。

【施策の方向】

- ・ 複雑・多様化する犯罪に対する情報提供や啓発活動を行うとともに、町民、警察、関係機関などとの連携による地域の安全に対する組織づくりを進め、まちぐるみで防犯体制の強化を図ります。
- ・ 交通安全啓発活動や交通安全教育など、まちぐるみで交通安全に対する活動展開を図るとともに、だれもが安全に利用しやすい道路環境対策に努めます。

【施策の概要】

1. 防犯対策の推進

（1）防犯意識の高揚

- ア. 警察や関係団体との協力・連携により、研修会や講習会など、防犯意識を目的とした啓発活動を推進
- イ. 複雑・多様化する犯罪に巻き込まれないよう各種犯罪に対する情報提供を充実
- ウ. 家庭、学校、地域、警察などと連携し、地域や子どもたちへの防犯教育や意識向上を推進

（2）防犯体制の強化

- ア. 地域における自主的な防犯組織づくりに対する支援や防犯指導者の育成を推進
- イ. 登下校時における子どもたちの緊急避難場所の確保や声かけ運動など、学校や保護者との連携による、地域住民が主体となったパトロール活動などに対する支援を充実
- ウ. 警察に対するパトロール機能の増強など、関係機関に対する犯罪の未然防止や拡大防止に対する要請を推進



2. 交通安全対策の充実

(1) 交通安全意識の高揚

- ア. 交通安全関係機関などと連携を図り、効果的・重点的な啓発活動による交通安全意識の高揚を図るとともに、まちぐるみでの交通安全運動を展開
- イ. 交通安全モラルの向上を図るため、家庭・学校・職場・地域などにおいて、幼児から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育を推進
- ウ. 運転者の交通マナーの向上をめざし、交通安全関係機関などと協力したセミナーや講習会などを開催

(2) 交通安全体制の充実

- ア. 交通安全関係団体との連携により、交通安全指導者などの指導力向上や人材育成を促進
- イ. 学校教職員に対する講習会や研修会の開催などによる交通安全知識の向上を推進
- ウ. 生活道路や通学路などでの出退勤時間帯などの交通事故防止のため、地域の実情に応じた、地域住民などが主体となった交通安全指導体制を支援

(3) 交通安全環境の整備

- ア. 交通事故未然防止のためにガードレールやカーブミラーの設置など道路環境整備を推進
- イ. 歩行者や自転車利用者の安全で快適な通行を確保するとともに、町民を交通事故から守るための歩道の改良整備を推進
- ウ. 幹線道路などにおける鉄道立体交差箇所の改良を検討
- エ. 幅員の狭い道路における違法駐車や違法駐輪の防止など、だれもが利用しやすい道路・歩道整備の推進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
防犯ボランティア団体設立数	3団体	24団体
高齢者（65歳以上）の交通事故発生件数	84件	0件

【主な実施項目】

・ 地域防犯組織活動の支援 ・ 交通指導隊に対する支援	・ 防犯指導者の育成 ・ 道路安全施設の整備
--	---

第4節 消費生活

【現況と課題】

- 消費生活における環境は、経済の成熟とともに市場に様々な商品があふれ物質的に豊かで便利になっている一方、安全性に問題のある商品や、不当表示、悪質な販売方法、インターネットや携帯電話などを利用した消費活動におけるトラブルなど、契約や取引などの形態も複雑多様化し、町民一人ひとりの経験や知識だけでは安全な消費生活を確保することが困難な状況になってきています。

このため、町民の的確な判断力や選択能力を養い、消費生活に関する講座や子どもたちへの教育などを推進することにより、消費生活の安全確保を図る必要性があり、消費者に対する情報提供や啓発活動、相談体制の整備、消費者団体への支援などが必要となってきます。

また、消費者として町民一人ひとりが、資源再利用や省エネルギーの促進を実践していくことも重要となります。

【施策の方向】

- 消費生活トラブルによる消費者からの相談などに対する支援体制や、被害未然防止のための情報提供など、高齢者をはじめ町民の誰もが、主体性と良識を備えた消費生活の向上に努めます。
- 町民自らが資源再利用や省エネルギーに対して、意識向上が図られるような啓発活動に努めます。



【施策の概要】

1. 消費生活活動の推進

(1) 消費生活保護への対応

- ア. 複雑・多様化する消費者トラブルの解決を図るため、県、警察、および近隣市町との連携により適切かつ迅速に対応できる相談窓口を充実
- イ. 消費者の主体性と良識を備えた意識の向上を図るため、消費生活展や各種講座の開催、広報紙やホームページなどを活用した的確な情報提供を推進
- ウ. 若年層から高齢者にいたる幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発の充実
- エ. 事業者などに対し、商品の安全性や規格表示の適正化を促進するとともに、商店、スーパーなどに対する計量検査や立入検査を実施

(2) 消費生活活動の推進

- ア. 消費者の自主的活動を促進するため消費者団体への支援や連携強化の充実を推進
- イ. 不用品登録制度やフリーマーケット、リサイクルショップ、**リターナブル製品**※1などの再利用ルートの活用を促進
- ウ. 過剰包装抑制やリサイクルに配慮した商品販売や事業活動に対する支援を推進
- エ. **マイバッグ運動**※2や詰め替え製品などの利用を促進

【主な実施項目】

- | | |
|--------------|---------------------|
| ・各種消費生活講座の開催 | ・商店等への立ち入り検査 |
| ・環境協力保全店の創設 | ・リサイクルフリーマーケットの開催支援 |

【用語説明】

※1 リターナブル製品 … くりかえし使用できる製品のことで、代表例としてはビールびんなどがある。リサイクルの場合は、廃棄物などをいったん破砕、溶融等により再資源化して利用することを含むが、リターナブルの場合は製品をそのまま再使用する。

※2 マイバッグ運動 … 自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のこと。

第2項 子どもを育てやすい環境づくりの推進

少子化への対応や女性の社会進出に伴い、安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりを促進します。

また、家庭・地域・行政が連携し子どもを育てていく体制づくりを促進するとともに、多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実を推進します。

【施策の体系】

第1節 子育て支援 1. 子育て環境の充実

第1節 子育て支援

【現況と課題】

- ・ 全国の**合計特殊出生率**※₁が1.29となる中、急速な少子化の進行と、それに伴う人口減少は、社会経済全体に深刻な影響を与えるものであり、国においても少子化の進行に対応し、子育てと仕事の両立支援など様々な取り組みを行っています。

本町においても、合計特殊出生率1.04（2003年）、年齢3区分別人口構成における年少人口（0～14歳）11.9%（2003年）と、全国平均よりかなり低くなっており、今後、少子化がより進行すると予測される中、人口減少や少子化への対応策が急務として求められています。

2003年（平成15年）に制定された「**次世代育成支援対策推進法**」※₂を受け、町でも『大磯町次世代育成支援地域行動計画』を策定するとともに、2005年（平成17年）4月には、**子育て支援センター**※₃を設立するなど、子育てに関する政策や施策を総合的に推進しています。

今後は、行政はもとより町民、地域団体、事業者などが協力・連携し、社会全体で積極的に子育てに関する施策に取り組むことにより、子どもが心豊かに、たくましく成長できるような環境や体制づくりが必要となってきます。

【施策の方向】

- ・ 安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりを促進していくとともに、家庭、地域、行政が連携し、子どもを育てていく体制づくりや子育て支援の環境づくりに努め、子育てに関する総合的な施策を進めていきます。

【施策の概要】

1. 子育て環境の充実

（1）子育て支援サービスの充実

- ア. 保育需要に対応した多様な保育サービスの充実に努めるとともに、子育て支援サービスの効率的な運営が図られる保育環境整備を推進
- イ. 子育て支援センターを中心に相談機能体制や情報提供体制の充実に努めるとともに、地域において安心して子育てができる支援体制の基盤整備を推進
- ウ. 子育て家庭の経済的負担を軽減するため各種手当や助成制度による支援を推進

（2）安全・安心な子育て環境の推進

- ア. 保健・医療・福祉・教育など各分野間の連携による母（父）子保健や、医療機関との連携による小児医療体制を充実
- イ. 母体の健康確保や子どもの発達段階に応じた「食」に関する情報提供や参加型の取り組みなどにより「**食育**」※₄を推進
- ウ. 交通安全対策や公共施設などの**バリアフリー化**※₅を推進するとともに、公園環境の整備や防犯灯の充実、犯罪被害に対する防犯活動など、子どもと親が安心して外出できる環境整備を推進

- エ. 放課後児童の健全育成など、子どもが安心・安全に活動できる健全育成のための環境整備を推進

(3) 子育て教育環境の充実

- ア. 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を推進するとともに、地域の教育資源を活用し、子どもを地域社会全体で育てる教育力の向上を推進
- イ. 幼児教育の充実や子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備を推進
- ウ. 母子保健と学校教育の連携強化による、思春期の子どもたちへの対策を充実
- エ. 子どもを産み育てる教育や啓発活動、また、乳幼児とふれあう機会など、次代の親が育成される取り組みを推進

(4) 子育て支援ネットワーク

- ア. 地域における子育て活動に対する支援やボランティア団体などの育成を進め、関係機関や団体などとの連携による子育て支援ネットワークを構築
- イ. 児童虐待防止や被害児への支援を図るため、学校や関係機関などと連携した体制の強化やネットワークづくりを推進

【数値目標】

評価指標	現況(2005年度)	2010年度目標数値
子どもを育てている生活に対し満足を感じている人の割合	73%	80%

【主な実施項目】

・世代交流センターの施設整備 ・子育て支援ネットワークの整備	・児童虐待相談体制の整備 ・学童保育施設の整備
---	--

【用語説明】

- ※1 合計特殊出生率 … 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
- ※2 次世代育成支援対策推進法 … 平成15年7月に公布された、次世代育成支援対策に関する基本理念や関係者（国・地方公共団体・事業主及び国民）の責務等について定めた法律で、平成27年3月31日までの時限立法。
- ※3 子育て支援センター… 育児不安等についての相談・指導、地域の子育てサークル等への育成支援、子をもつ母親同士のふれあいの場の提供など、地域子育て家庭に対して育児支援を行う。
- ※4 食育 … 健康で豊かな生活を送るための食生活や食習慣を育てるとともに、地域の食材やその生産流通に携わる人たちを知り、食べ物の大切さやそれを育む自然の素晴らしさを学ぶこと。食事の自己管理能力を養う教育。
- ※5 バリアフリー … もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味で、現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

第3項 高齢者の生きがいづくりの推進

これまでの知識・経験を幅広く生かした地域活動やボランティア活動などに積極的に参加する機会を通じて、いきいきと生活できる地域づくりや仲間づくりの促進に努め、高齢者の生きがい対策や社会参加の充実を図ります。

【施策の体系】

~~~~~

## 第1節 生きがいづくりと社会参加 1. 生きがいづくりの推進

## 2. 社会参加の促進

~~~~~

第1節 生きがいづくりと社会参加

【現況と課題】

- ・ 本町における65歳以上の人口は、2005年（平成17年）1月現在で7,124人、高齢化率は、21.9%となっており、2020年（平成32年）においては、高齢化率が32.8%に達すると予想されており、未だかつてない「超高齢時代」を迎えようとしています。

65歳以上を高齢者として捉え、その最高年齢階層を100歳と仮定しても、その年齢格差は40歳近くもあるうえ、異なる時代環境に生まれ育つことにより、それぞれの持つ価値観なども異なり、健康で活動的な高齢者も数多くいます。

こうした中、高齢者自身が地域社会の中で、今まで培ってきた豊かな経験や知識、技能を生かせる社会づくりを進めていく必要があります。また、高齢者が生きがいを持ちつつ、健康で豊かな高齢期を過ごすことができるよう、就労、ボランティア、生涯学習、余暇活動などを通じ、地域社会に積極的に参加できる気運の醸成や教育に努めていくことも重要となってきます。

【施策の方向】

- ・ 高齢者自身が今まで培ってきた豊かな知識と経験を活かせるような雇用環境を促進するとともに、いきいきと活躍できる生きがいと活力ある地域社会づくりのための総合的な施策を進めていきます。

【施策の概要】

1. 生きがいづくりの推進

（1）生きがいづくり活動の推進

- ア. 高齢者相互の交流や社会活動への参加を図るための様々な情報提供を図ることにより、高齢者が主体となったボランティア活動や福祉活動の活性化を促進
- イ. 地域や学校などにおける活動に対し積極的に参加できる制度や、民俗芸能・伝統行事などを通じて世代間交流が図られる機会を充実
- ウ. 高齢者の生活意欲の向上や町民の敬老意識の高揚を図るための敬老事業を推進

（2）人材活用の推進

- ア. 高齢者の持つ卓越した知識・技術などを広く地域社会に生かすために、人材を募集・登録し活用できる制度を構築
- イ. **世代交流センター「さざんか荘」**※1や身近な公共施設などを利用して、高齢者が有する知識や経験などを子どもに伝える高齢者とのふれあい事業を推進
- ウ. 文化・スポーツ・生涯学習活動や民俗芸能・伝統行事などの地域活動への参加を通じ、高齢者が持つ知識・経験や技術・技能を若い世代へ伝承する機会や取り組みを推進

(3) 生涯学習活動の推進

- ア. 高齢者の生きがいづくりを目的とした各種講座内容の充実を図り、より多くの高齢者が参加しやすい学習環境整備を推進
- イ. 高齢者が地域の主役となり地域社会で活躍できるような人材育成や養成のための講座内容を充実
- ウ. 高齢者が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や、各種スポーツ行事、地域スポーツ活動の環境整備を充実

2. 社会参加の促進

(1) 就労機会の促進

- ア. 高齢者のそれぞれの能力や就労意欲に応じた就労機会の確保に努めるとともに、職業能力の開発や向上に対する支援を推進
- イ. 高齢者の社会貢献や能力活用の視点から、中高年生きがい事業団などを通じた就労機会の提供を促進するとともに、事業団などの活動に対する支援を推進
- ウ. 高齢者が持つ豊富な知識や経験が活用される雇用環境づくりの一環として、関係機関などと連携した就業相談や多様な働き方についての情報提供体制の整備を促進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
人材登録制度に登録している65歳以上の人の割合	31.1%	35.0%
65歳以上の労働力人口の割合	22.0%	25.0%

※「65歳以上の労働力人口の割合」の現況数字は2000年現在

【主な実施項目】

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ・人材登録制度の整備
・民俗芸能、伝統行事等の講座の開催 | ・スポーツ、レクリエーション教室の開催 |
|---------------------------------|---------------------|

【用語説明】

- ※1 世代交流センター … 高齢者福祉の向上、町民の健康増進及び子育て支援を図り、かつ、世代間の交流を推進するため虫窪地区に設置した施設
「さざんか荘」

第4項 健康づくりの推進

自らの健康管理に高い関心を持ち、自分の健康は自分で守り、自分でつくり上げることが基本に、子どもから高齢者まで年齢に応じた、健康の維持増進と疾病予防を図ります。

また、医療機関と広域連携を図り、町民が安心できる医療体制の充実を図ります。

【施 策 の 体 系】

- | | |
|-------------|-------------|
| ~~~~~ | |
| 第1節 保 健・医 療 | 1. 健康づくりの充実 |
| | 2. 地域医療の充実 |
| ~~~~~ | |

第1節 保健・医療

【現況と課題】

- ・ 生活様式の多様化や社会的ストレスの増大など、健康への影響が目に見えない形で進行しており、その予防に対する対応が大きな課題となっています。

また、生活習慣病の増加や、複雑・多様化する疾病構造の変化による、医療費の伸びに伴う保険料の増大なども課題のひとつとなっています。

そのため、健康診査や訪問指導などの各種保健活動や自主的な健康づくり活動に対する取り組みを充実させ、健康に対する関心をさらに高めていくことが求められています。

本町では、「自分の健康は自分で守る」を基本的な考えとして、生活習慣病の予防や早期発見を目指した健診事業などを行っています。また、初期救急や医療体制については、医師会の協力により休日昼間の初期救急は在宅当番医制で、夜間診療は東海大学大磯病院にて対応しています。

今後は、町民の自主的な健康づくり活動が円滑に行えるような支援体制の整備や、実情に応じた保健サービスの提供、また、医療が必要となった時に速やかに適切な対応が身近で受けられる医療体制を整備していくことが必要となってきます。

【施策の方向】

- ・ 町民一人ひとりが自己管理を基本とした健康づくりを日常生活の中で実践できる主体的な健康づくりへの取り組みを進めるとともに、すべての町民に等しく適切な医療機会を提供し、安心して医療サービスが受けられるような医療体制の充実に努めます。





【施策の概要】

1. 健康づくりの充実

（１）健康づくりの普及啓発

- ア. 「自分の健康は自分で守る」を基本的な考えとし、**骨太体操※1**、**A D L体操※2**、健康ウォークなどの健康づくり活動への参加を奨励するとともに、地域や団体などの健康づくりに対する活動への支援を推進
- イ. 運動、栄養、喫煙、飲酒、ストレスなどに関し、個人の生活スタイルの改善や各種健康診査の受診を促進するとともに、健診後における指導・相談体制を充実
- ウ. 福祉・医療・生涯学習などの分野との連携により、日常の行動で工夫できる健康づくりに対する取り組みへの普及啓発や食生活の改善、情報提供などを推進

（２）健康づくり支援体制の充実

- ア. 食生活改善推進員や健康ボランティアなどを対象にした講習会や講演会を充実し、地域における健康づくりリーダーの育成・確保を推進
- イ. 市民の健康づくりの拠点となる保健センターの運営の充実に努めるとともに、公共施設や地域会館などを活用した、地域の身近な場所での健康づくりを促進
- ウ. 地域住民や関係機関などと連携を図りながら、身近な地域での健康づくりや介護予防、生きがい活動などに対する支援を推進

（３）保健対策の推進

- ア. 妊娠・出産・育児について学ぶための相談・指導体制や情報提供を図るとともに、安心して出産、育児ができるような母子保健対策を推進
- イ. 基本健康診査やがん検診など各種検診制度を充実するとともに、生活習慣病に対する予防や改善対策など、成人・老人保健対策を推進
- ウ. 歯科予防事業や各種歯科健康診査など歯科保健対策を推進

2. 地域医療の充実

(1) 医療体制の強化

- ア. 医師会や歯科医師会、東海大学大磯病院との連携により、**初期救急医療**体制※3、休日歯科急患医療体制、平塚・大磯・二宮の1市2町での広域**二次救急医療**※4や障害者歯科診療体制の確保を推進
- イ. 医師会や歯科医師会などとの協力により、医療体制の確保に努めるとともに、かかりつけ医（ホームドクター）の普及啓発を促進
- ウ. 関係機関との連携により、市民の献血や臓器提供に対する普及啓発活動を促進

(2) 感染症対策の推進

- ア. 定期予防接種の実施など、感染症の発生や蔓延に対する予防対策を推進
- イ. 県などの関係機関との連携を図り、感染症予防に関し市民への正確な知識の普及啓発を促進
- ウ. 保健福祉事務所との連携を図り、食品衛生・環境衛生に関する知識の普及啓発に努めるとともに、安全性や快適性を確保するための生活衛生対策を促進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
健康づくり講座の開設数	13 講座	15 講座

【主な実施項目】

- | | |
|------------------|------------|
| ・健康づくり講座や教室の開催 | ・各種健康診査の実施 |
| ・健康づくりリーダーの育成、確保 | ・感染症への対策 |

【用語説明】

- ※1 骨太体操 … 元気な骨づくりを目指し、生涯を通じていきいきと過ごすために、子どもから高齢者までが共有できる健康づくりのシンボルとして平成11年度厚生省地域保健推進特別事業を受けて制作された、大磯町オリジナルの体操。
- ※2 ADL体操 … 高齢者の自立支援・促進を実践してきたスウェーデンで普及している体操を基本にして、高齢者それぞれのADL（Activities of Daily Living＝日常生活動作能力）に合わせて行えるように考案されたもの。
- ※3 初期救急医療 … 平日の夜間や休日に医師の手当を必要と思われる症状がある病気に、応急処置を施す第一段階の救急医療体制。
- ※4 二次救急医療 … 入院や手術が必要とされる救急患者に対処するもの。市町村や医師会等を中心に、地域内の複数の病院が共同連携して、輪番方式により休日や夜間の救急患者に対応している。

第5項 ところとふれあう福祉社会の充実

高齢者や障害のある方が、地域で自立した生活が送れるような支援体制の確立を図り、思いやりと助けあいによる福祉活動を活発にし、地域福祉の連携づくりの確立に努めます。

【施 策 の 体 系】

~~~~~  
第1節 地 域 福 祉

1. 地域福祉活動の推進  
2. 地域福祉環境の整備

~~~~~  
第2節 障 害 者 福 祉

1. 障害者の自立支援

~~~~~  
第3節 高齢者保健福祉

1. 高齢者保健福祉の推進  
2. 介護予防と生活支援の推進

~~~~~  
第4節 保 険・年 金

1. 社会保険制度の適正な運営
~~~~~

## 第1節 地域福祉

### 【現況と課題】

- ・ 高齢化の急速な進行による介護サービス需要の増加や、少子化や核家族化の進展による価値観の多様化など、地域社会におけるつながりや相互扶助の意識が希薄化するなど、地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような社会環境の多様な変化に対応するため、町民一人ひとりの選択と責任に基づく自立・自助を基本とした、「**自助・共助・公助**※<sub>1</sub>のバランスのとれた安心して暮らせる社会」を形成していくことが必要となってきます。

本町では、町民が主体となり地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉協議会を中心に、ボランティア活動や地域福祉活動など、地域に根ざした活動を始めとして、介護保険制度や**障害者支援費制度**※<sub>2</sub>によるサービス提供など各種事業を展開しています。

今後とも、地域において障害者や高齢者はもちろん、誰もがいきいきと生活できるよう、公共・公益施設の**バリアフリー化**※<sub>3</sub>を進めるとともに、社会福祉協議会などとの連携を図りながら、総合的な福祉施策を計画的に推進していくことが必要となってきます。

### 【施策の方向】

- ・ 社会福祉協議会や民生委員児童委員などとの連携強化を図り、だれもが社会参加ができる地域福祉活動や、人材育成とネットワーク化による地域支援体制を推進するとともに、生活困窮者の自立支援対策に努めます。



## 【施策の概要】

### 1. 地域福祉活動の推進

#### (1) 地域福祉の推進

- ア. 民生委員児童委員や社会福祉協議会などとの連携により、地域に密着した社会福祉活動を推進
- イ. 町民と行政との協働により地域福祉を総合的・計画的に推進するための『大磯町地域福祉計画』を策定
- ウ. **ノーマライゼーション**※4の理念を広く町民に周知するため、福祉情報の提供や啓発活動を推進
- エ. 自分で判断し生活していくことに不安な高齢者や障害者などに対し、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理などを行う**地域福祉権利擁護**※5の普及を推進

#### (2) 地域福祉活動への支援

- ア. 社会福祉協議会と連携し、各種団体における活動状況などが把握できるネットワーク体制を整備するとともに、ボランティア団体などに関する情報提供や講座・研修会などの開催を推進
- イ. 地域福祉を推進する町内会、団体、ボランティアグループ、事業者などの社会貢献活動に対する支援を推進
- ウ. ふれあい会館や福祉センターなどの公共施設の有効活用を図り、地域福祉活動に対する活動場所や活動機会の確保を推進



### 2. 地域福祉環境の整備

#### (1) バリアフリー社会の推進

- ア. 障害者・高齢者団体などと連携し、施設改善などにおける情報収集に努めるとともに、公共施設におけるバリアフリー化を推進
- イ. 公共公益施設や民間施設、また、公共交通機関が、すべての人にとって安全で快適に利用できるよう、事業者などに対しバリアフリー化への働きかけを推進
- ウ. 歩道の段差解消や拡幅、交差点のスロープ化など、道路のバリアフリー化を促進
- エ. すべての町民が自分自身の問題としてバリアフリー化を捉えることができるように、啓発活動を推進

## (2) 町営住宅の整備

- ア. 町営住宅の計画的な建て替えを推進
- イ. 民間活力などの新たな手法を用いた住宅供給のあり方について検討

## (3) 生活困窮者の自立支援

- ア. 県福祉事務所、民生委員児童委員、医療機関、社会福祉団体などの関係機関との連携を密にし、生活困窮者の生活を支援する体制整備を推進
- イ. それぞれの世帯の要望や要求に対応した相談、指導などの充実による自立更生支援を推進

### 【数値目標】

| 評価指標     | 現況（2005年度） | 2010年度目標数値 |
|----------|------------|------------|
| 町営住宅整備戸数 | 25戸        | 42戸        |

### 【主な実施項目】

|                            |                              |
|----------------------------|------------------------------|
| ・地域福祉計画の策定<br>・大磯駅のバリアフリー化 | ・地域福祉ネットワーク体制の整備<br>・町営住宅の整備 |
|----------------------------|------------------------------|

### 【用語説明】

- ※1 自助・共助・公助 … 町民の個人としての尊厳を最大限尊重し、まず個人や家庭で出来ることを行い、出来ない場合にはコミュニティで行い、それでも出来ないという場合は行政が受け持つという「補完性の原理」に基づく、町民を中心とした役割分担。
- ※2 障害者支援費制度 … 障害者自身が必要なサービスを市町村に申請し、支給決定されると、障害者自身がその支援を提供する事業所や施設を選び契約する、自己選択、自己決定による制度。
- ※3 バリアフリー … もともとは障害者が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味で、現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。
- ※4 ノーマライゼーション … 障害者が、地域社会の中で、障害のない方と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。
- ※5 地域福祉権利擁護 … 認知症高齢者、知的障害や精神障害者など判断能力が低下している方が、自立した地域生活をおくれるように、福祉サービスの利用援助及び、日常的な金銭管理を行うことにより、その人の権利を擁護すること。

## 第2節 障害者福祉

### 【現況と課題】

- ・ 社会参加への関心の高まりなどにより、住み慣れた地域社会で生活していくことを願う障害者が増えている一方、積極的に社会経済活動に参加する就労機会や生活環境が充分には整備されていない状況にあります。

また、高齢化に伴う障害者の増加や、慢性疾患などの疾病構造の変化など、障害に係わる保健・医療・福祉の各分野にまたがるニーズはますます多様化しています。

こうした中、各分野の連携により、障害者の社会参加や自立した生活を支援するための施策を適切かつ総合的に推進していくことが求められています。

本町においては、身体障害、知的障害、精神障害に対する総合的支援センターとして、横溝千鶴子記念障害福祉センターを開設し、2004年度（平成16年度）には『大磯町障害者福祉計画』を策定し、障害者の社会参加の促進や自立した生活を支援するための各種施策や支援体制の整備を図っています。

今後は、本町在住の障害者の自立と社会参加をより一層促進するため、障害の状況に応じた適切な支援への取り組みが必要となってきます。

### 【施策の方向】

- ・ 医療、教育、就業、施設整備など、社会の幅広い分野で障害者の自立と社会参加を促進するため、『大磯町障害者福祉計画』に基づき各種施策や事業を展開するとともに、多様化する障害者ニーズに柔軟に対応した、**自助・共助・公助**※1による地域福祉を推進します。



## 【施策の概要】

### 1. 障害者の自立支援

#### (1) 自立支援体制の推進

- ア. 障害特性等に応じた相談体制の充実を図るとともに、障害者施設の利用に対する支援を推進
- イ. 在宅の障害者（児）に対する各種制度の充実を図り、自立支援や日常生活の援護を促進するとともに、介護者に対する負担軽減を促進
- ウ. 公共職業安定所など労働行政関係機関と連携しながら、一般就労（雇用就労）を希望する障害者への支援や雇用に対する事業主への理解を推進
- エ. **福祉的就労協力事業所**※2や**授産施設**※3、地域作業所など多様な福祉的就労先の確保を促進

#### (2) 障害者福祉環境の整備

- ア. 社会全体で障害に対する理解を深めるため、社会福祉協議会やボランティアなどとの連携による啓発活動や地域ぐるみでの福祉ネットワークづくりを推進
- イ. 乳幼児健康診査などによる障害の早期発見や、発見後の療育指導の充実に努めるとともに、障害のある児童・生徒が学びやすい環境整備を推進
- ウ. 誰もが安心してくらするまちを目指し、道路や公共施設などの**バリアフリー化**※4を推進
- エ. 障害者の生活をより豊かにするために、文化・スポーツ活動への参加に対する支援を推進
- オ. 障害者の自己決定の尊重と保護を基本とした、権利擁護を推進

#### 【数値目標】

| 評価指標               | 現況（2005年度） | 2010年度目標数値 |
|--------------------|------------|------------|
| 平塚公共職業安定所管内の障害者雇用率 | 1.32%      | 1.80%以上    |

#### 【主な実施項目】

- |                                                                                      |                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者への生活支援</li> <li>・ 障害者団体の支援、育成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉的就労協力事業所の拡大</li> <li>・ 地域ぐるみ福祉ネットワークの整備</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 【用語説明】

- ※1 自助・共助・公助 … 市民の個人としての尊厳を最大限尊重し、まず個人や家庭で出来ることを行い、出来ない場合にはコミュニティで行い、それでも出来ないという場合は行政が受け持つという「補完性の原理」に基づく、市民を中心とした役割分担。
- ※2 福祉的就労協力事業所 … 一般就労が困難な障害者に、職場適応能力などの向上を目的とした就労の場を提供する事業所。
- ※3 授産施設 … 一般就労が困難な障害者が入所又は通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労として、自立に必要な支援などを受ける施設。
- ※4 バリアフリー … もともとは障害者が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味で、現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

## 第3節 高齢者保健福祉

### 【現況と課題】

- ・ 本町における65歳以上の人口は、2005年（平成17年）1月現在で、7,124人に上っており、総人口に占める割合は21.9%に達しています。

そのうち、75歳以上の後期高齢者人口は3,160人（9.7%）となっており、平均寿命の延伸などに伴い、今後、高齢化は確実に進むと予測され、援護を要する高齢者の増加など、高齢者福祉に対する需要は多様化、増大化の傾向にあります。

本町では、2003年（平成15年）3月に『第二期大磯町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画』を改定し、保健・医療・福祉の連携のもと、高齢者が、可能な限り自宅において自立した生活を営むことができ、積極的に健康づくりに取り組めるよう各種施策を展開しています。

今後は、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、虚弱高齢者、また、寝たきりや**認知症**※1の高齢者の増加が見込まれるため、介護サービス基盤整備やサービス内容のより一層の充実が求められていると同時に、保健・医療との連携強化による、健康づくり、疾病予防・介護予防支援などの施策を進めていく必要もあります。

### 【施策の方向】

- ・ 高齢者が健康で安心し、生きがいを持って、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むための疾病予防や介護予防、自立支援を基本とした総合的・効果的な高齢者保健福祉施策を推進します。



## 【施策の概要】

### 1. 高齢者保健福祉の推進

#### (1) 地域ケア体制の推進

- ア. 保健・医療・福祉の連携により高齢者の健康維持や増進を図るとともに、**地域ケア体制**※2の整備を推進
- イ. 食生活や運動などに関わるボランティア団体などとの連携により、高齢者の食生活や生活習慣改善のための意識啓発や健康増進活動を推進
- ウ. 社会福祉協議会などの関係機関と連携し、保健・福祉関連における専門職の育成・確保を図るとともに、地域ボランティアの育成や民間活力を活用したサービスの提供を促進

#### (2) 高齢者保健福祉計画の推進

- ア. 『第三期大磯町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)』に基づく施策や事業の推進
- イ. 2009年度(平成21年度)から始まる『第四期大磯町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)』の策定



### 2. 介護予防と生活支援の推進

#### (1) 介護予防対策の推進

- ア. 地域保健活動と密接な連携を図りつつ、高齢者の健康相談や健康教育、訪問指導などの充実による健康づくり施策や介護予防対策に努め、「**健康寿命**」※3の延伸を推進
- イ. 転倒予防教室や運動指導、認知症予防・介護講座など、各種介護予防に対する施策を推進
- ウ. 心と体の健康づくり、交流、ふれあい活動などの生きがいづくりに関する情報提供を図り、自主的な健康づくり活動に対する支援を推進
- エ. 在宅の高齢者に対して、健康状態を維持・改善できるよう、関係機関や民間事業者などと連携し、介護予防施策や自立した生活を確保するための生活支援施策を推進

## (2) 生活支援対策の推進

- ア. 高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続できるよう、総合的、包括的に支援する**地域包括支援センター**※4を設置
- イ. 介護家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、家族介護教室や家族介護者の交流・相談などの家族介護支援対策を推進
- ウ. 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯などに対する訪問相談や、緊急時における連絡体制整備などの介護支援体制を推進
- エ. 保健福祉事務所などとの関係機関と連携し、高齢者に対する権利擁護支援体制を構築

## (3) 認知症高齢者対策

- ア. 徘徊高齢者の早期発見と保護を目的に、広域行政機関などとのネットワーク体制を推進
- イ. 認知症高齢者に関する研修会や啓発活動を行うとともに、老人クラブや小地域ミニデイサービスを活用した認知症予防対策を推進
- ウ. 保健福祉事務所と連携し認知症の進行状況に応じた介護方法や指導、訪問相談体制を促進

### 【数値目標】

| 評価指標            | 現況（2005年度） | 2010年度目標数値 |
|-----------------|------------|------------|
| 地域ボランティア団体数     | 17団体       | 20団体       |
| 65歳以上の要介護認定者の割合 | 15.3%      | 15.4%      |

### 【主な実施項目】

- |                                                                                         |                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの開設</li> <li>・介護予防教室、講座の開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の改訂</li> <li>・権利擁護支援体制の構築</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【用語説明】

- ※1 認知症 … 脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおこり、日常生活に支障をきたす状態・症状。
- ※2 地域ケア体制 … 高齢者が、介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく体制のことで、具体的な取り組みとして、協議会などを設置し、地域で共通の課題の解決に向けて話しあいを行うなど、関係機関や地域の人たちが連携を取りやすくするための活動を行う。
- ※3 健康寿命 … 健やかに過ごせる人生の長さのことで、WHOの健康的生活期間予測による数値。日本人の平均寿命は81.4歳（男性77.9、女性84.7）で健康寿命は平均73.6歳（男性71.4、女性75.9）で世界一となっている。
- ※4 地域包括支援センター … 平成17年の介護保険法の改正により、地域福祉、介護予防等を行う拠点として、市町村に設置が義務づけられる。

## 第4節 保険・年金

### 【現況と課題】

- ・ 国民健康保険においては、高齢化の進行や経済の低迷など社会経済状況の変化や、団塊の世代の加入者増などに伴う医療費の増加などに対し、保健予防における施策を充実し、医療費の増加抑制に努める必要があります。

また、制度に対する理解を深め、国民健康保険財政の健全化を維持していく必要もあります。

老人保健においては、高齢化の進行や医療の高度化などにより、医療費の伸びは大きくなっており、今後もこの傾向は続くものと予想され、医療費の増加抑制に対する取り組みが重要となってきます。

国民年金においては、保険料未納者が増加傾向にあり、制度に対する理解を深めていくとともに、制度自体の充実改善を求めていく必要性があります。

介護保険については、2006年度（平成18年度）から始まる『第三期大磯町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）』に基づき、制度に対する理解を促すことにより適切な活用方法などの普及を図っていく必要があります。また、介護サービス供給体制を計画的に確保していくことも必要となってきます。

### 【施策の方向】

- ・ 町民が安心した生活を営むための社会保障制度に対する正しい理解と関心を高めるとともに、各制度が将来にわたり適正に維持されるよう財政の健全化に努め、町民に信頼される円滑な運営を推進します。

### 【施策の概要】

## 1. 社会保険制度の適正な運営

### （1）国民健康保険制度の運営

- ア. 国民健康保険制度に対する啓発活動など、制度に対する理解や関心を深めることにより、安定的かつ健全な運営を推進
- イ. 医療費などの動向を捉えた適切な保険税率の設定や収納率の向上を図るとともに、保健予防事業の施策を充実し、医療費の削減に努め、国民健康保険財政の健全化を推進
- ウ. 疾病構造の変化や医療費の動向を把握・分析するほか、**レセプト点検**※1体制を強化し、医療費の適正化を推進

### （2）老人保健制度の運営

- ア. 老人保健制度に対する啓発活動など、制度に対する理解や関心を深めることにより、安定的かつ健全な運営を推進
- イ. 町民自らの健康管理に対する意識啓発や、保健・福祉・医療とが一体となった疾病予防施策などにより、医療費の削減を促進
- ウ. レセプト点検体制を強化し、医療費の適正化を推進

### (3) 国民年金制度の普及

- ア. 国および関係機関との連携による広報活動などを充実し、国民年金の普及啓発や保険料の口座振替を推進
- イ. 国民年金制度に対する相談や未加入者に対する個人指導など、制度の加入を促進

### (4) 介護保険制度の運営

- ア. 介護保険制度への理解を深めるための普及・啓発活動や相談体制を進めるとともに、『大磯町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)』に基づく制度の円滑かつ健全な運用を推進
- イ. 保健や医療などとの連携により介護予防施策を促進し、給付費の削減や安定化を推進
- ウ. 利用者ニーズの把握や分析による介護サービスの供給に努めるとともに、事業者などに対する指導、助言を通じた介護サービスの質の確保を促進
- エ. **訪問介護（ホームヘルプサービス）※<sup>2</sup>や通所介護（デイサービス）※<sup>3</sup>などの居宅サービスを**中心とした介護サービスの供給体制を推進

#### 【数値目標】

| 評価指標        | 現況（2005年度） | 2010年度目標数値 |
|-------------|------------|------------|
| 国民健康保険税の収納率 | 85.1%      | 88.0%      |

#### 【主な実施項目】

|                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| ・各種制度の普及啓発<br>・レセプト点検体制の強化 | ・滞納整理の強化<br>・保健予防事業の充実 |
|----------------------------|------------------------|

#### 【用語説明】

- ※1 レセプト点検 … 医療機関等から自治体に対する医療費等の請求書の点検。
- ※2 訪問介護 … 居宅要介護者等に対してその人の居宅を訪問して訪問介護員（介護福祉士や所定の研修を終了したホームヘルパー）が、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）、調理、洗濯、掃除などの日常生活上の世話（家事援助）を行うこと。
- ※3 通所介護 … 居宅要介護者等が老人デイサービスセンターなどの施設に通ってうける、入浴、食事の提供（これに伴う介護を含む）、その他の生活上の世話及び機能訓練。